

イノシシの保護管理に係る都府県アンケートの結果

このアンケートは、イノシシの個体群管理（捕獲）についての考え方や、施策の実態を把握することを目的に実施します。

（アンケートの主な内容）

- ・ 個体群管理（捕獲）の方針
- ・ 捕獲の実態（捕獲目標数の設定、許可捕獲の捕獲目標数の達成状況等）

送付先：イノシシが生息する 40 都府県

送付形式：メール送信

回答方式：選択および記述方式

回答数：39 都府県

回答率：98%

※特定計画の策定の有無に関わらず、得られた回答はすべて集計

I. イノシシの個体群管理（捕獲）の方針について

問1 イノシシ保護管理における個体群管理（捕獲）の考え方と、優先順位

生息数の低減（a）が最優先：12 県

集落周辺での加害個体（群）の捕獲（b）が最優先：20 県

狩猟資源としての活用（c）が最優先：0 県

その他（d）が最優先：6 県

イノシシの保護管理における捕獲の考え方は、大きく分けて「計画対象地域全体の生息数（生息密度）の低減」を最優先しているタイプ（Aタイプ）と、「集落周辺での加害個体（群）の捕獲」を最優先しているタイプ（Bタイプ）、「その他」を最優先しているタイプ（Dタイプ）の3つに分類された。Dタイプには、分布拡大地域において「高密度地域や生息数が増加傾向の地域における捕獲を優先的に実施」といった考え方を優先している県もあったが、捕獲の考え方に関する設問にも関わらず、「農業被害額の低

個体群管理(捕獲)の方針		自治体数
Aタイプ 生息数の低減最優先	aタイプ	3
	abタイプ	2
	abcタイプ	5
	abdタイプ	1
	acタイプ	1
Bタイプ 集落周辺での加害個体(群)の捕獲最優先	bタイプ	4
	baタイプ	8
	bacタイプ	4
	badcタイプ	2
	bcタイプ	1
Dタイプ その他最優先	bcaタイプ	1
	dタイプ	2
	daタイプ	2
	dbタイプ	1
	dcタイプ	1

a: 生息数の低減、b: 集落周辺での加害個体(群)の捕獲、

c: 狩猟資源としての活用、d: その他

※優先順位については、1位a、2位bと回答の場合、「abタイプ」と表記

減」や、「生息環境管理」といった回答や、個体群管理における捕獲の基本的な考え方を理解していない可能性のある回答も見られた。

多くの県が複数の捕獲方針を打ち出す中で、一つの方針のみ示している県もあった。「計画対象地域全体の生息数（生息密度）の低減」のみを回答したのは3県、「集落周辺での加害個体（群）の捕獲」のみを回答したのは4県だった。イノシシの保護管理における捕獲の考え方は、都府県により多様であることが明らかとなった。

問2 イノシシの個体群管理における、狩猟と許可捕獲の重要度比率

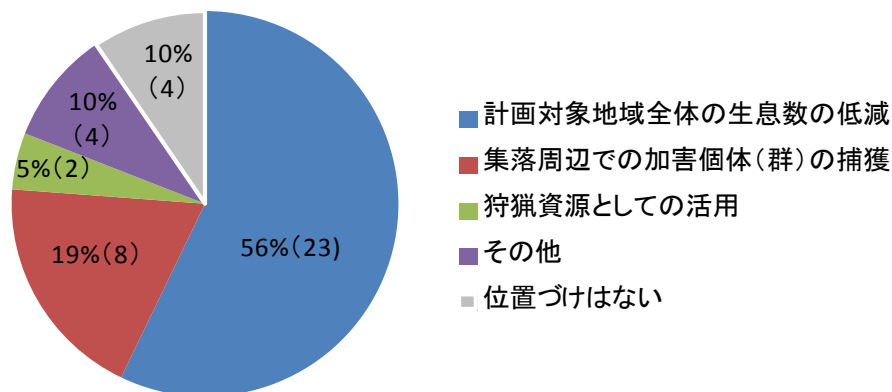
狩猟:許可捕獲	自治体数
1:9	1
2:8	2
3:7	3
4:6	6
5:5	18
6:4	2
7:3	3
10:0	1

イノシシの個体群管理における狩猟と許可捕獲の重要度比率については、5:5であると回答した県が最も多かった。

問3 特定計画のイノシシ個体群管理における狩猟の位置づけと役割

個体群管理における狩猟の役割(回答数:42)

※一部、複数回答を含む



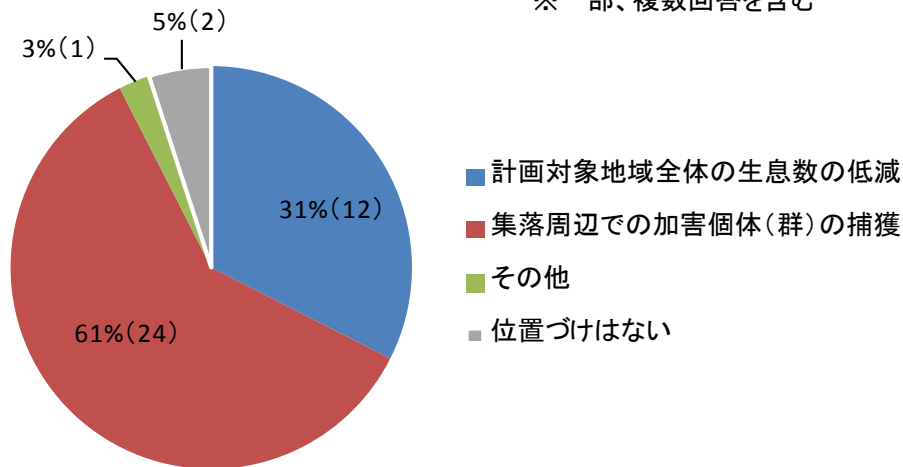
その他（具体的に）

- ・里山周辺での加害個体(群)の捕獲
- ・生息密度の増加抑制
- ・捕獲圧の強化
- ・有害鳥獣捕獲による個体数調整の担い手としての地域のリーダー的な役割

問4 特定計画のイノシシ個体群管理における許可捕獲の位置づけと役割

個体群管理における許可捕獲の役割(回答数:40)

※一部、複数回答を含む



その他(具体的に)

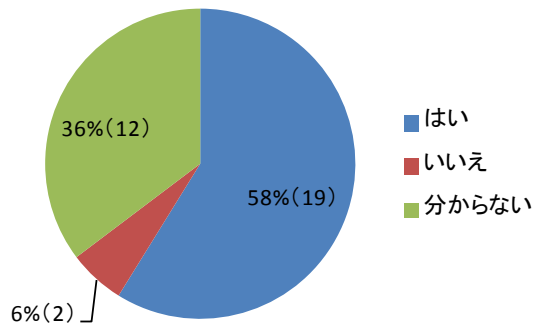
- ・里山周辺での加害個体(群)の捕獲

個体群管理のツールとして、多くの県で狩猟の役割を位置づけており、6割弱が狩猟に計画対象地域全体の生息数(生息密度)の低減を期待していた。一方で、集落周辺での加害個体(群)の捕獲を期待している県もあり、狩猟が集落周辺にて実施されている地域では、このような役割も期待されているのかもしれない。特殊な回答としては、狩猟の直接的な役割ではなく、狩猟者を有害鳥獣捕獲による個体数調整の担い手として、地域のリーダー的な役割となる事を期待し、個体群管理に狩猟の役割を位置づけている県もあった。狩猟は趣味の範囲で行われるものである一方、保護管理においても様々な役割が位置づけられていた。

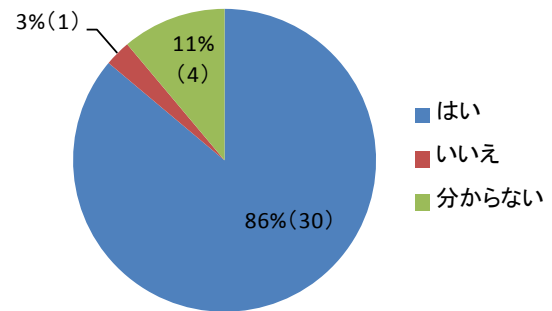
個体群管理のツールとして、ほとんどの県で許可捕獲の役割を位置づけており、約6割が集落周辺での加害個体(群)の捕獲を重要な役割としていた。一方で、計画対象地域全体の生息数(生息密度)の低減を期待している計画も約3割あった。このような回答をしている県では、狩猟、許可捕獲ともに生息数の低減を役割として回答しており、イノシシの保護管理において捕獲の役割は「数の管理」が主となる、という考え方に基づいていることが示唆された。

問5 問3、問4の方針に基づいた捕獲が、実際に行われているか

都府県の方針に基づいた狩猟が行われているか(回答数:34)



都府県の方針に基づいた許可捕獲が行われているか(回答数:36)

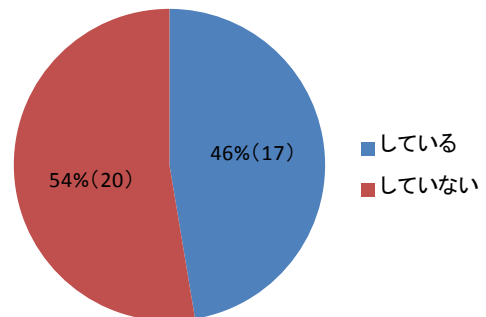


許可捕獲について県の方針に基づいた捕獲が行われていると回答した県は8割以上だったが、「分からない」と回答した県が4県あった。

II. 個体群管理（捕獲）の実態について

問6 捕獲目標数の設定の有無

捕獲目標数の設定(回答数:38)



問7 捕獲目標数を設定していない理由

どのような考え方や方法で個体群管理（捕獲）を実施しているか、取り組み状況

- ・ 個体数や生息密度の算定方法が確立されていないため。(13 県)
- ・ 被害軽減のため、可能な限り多くの個体を捕獲することとしており、具体的な数字はあげていない。被害軽減は捕獲によってのみ達成できるものでなく、捕獲目標を達成したからといって問題が解決するわけでもない。
- ・ 早急にイノシシの個体数増加を抑制することは捕獲のみでは困難であり、農業被害を軽減するためには、被害防除対策や生息環境管理を併せて実施することが必要である。また、被害防除対策や生息環境管理によりイノシシの生息地を縮小させることは、自然増加率を低下させ、結果的に個体数の減少に寄与すると考えられるため。
- ・ 農地、集落とその周辺の里山に生息する加害個体を捕獲する必要性を重視しているため。
- ・ 農業被害の低減を目標としているため。
- ・ 捕獲(狩猟)に係る規制緩和を通じた捕獲の促進に併せて、出猟カレンダー調査を実施し、生

息状況のモニタリングを行うことで対応することとしているため。

- ・精度が高くかつ簡易なイノシシ個体群密度推定方法がない中では、個体数管理による個体数の軽減効果が不透明である。また、本県においてはイノシシ保護管理の目標設定を農作物被害額の軽減としていることから、個体数管理だけではなく、被害管理、生息地管理においても重点的な取組を行っているため。

問 8 捕獲目標数を設定する目的（複数回答可）

	回答数
管理目標を達成するための目標数	9
捕獲圧を維持、もしくはこれまで以上にするための目安	10
市町村に捕獲数を割り振り、計画的な捕獲を実施するため	2
捕獲に関する予算確保のため	2
その他	1

その他（具体的に）：資源としての個体群の安定的な維持

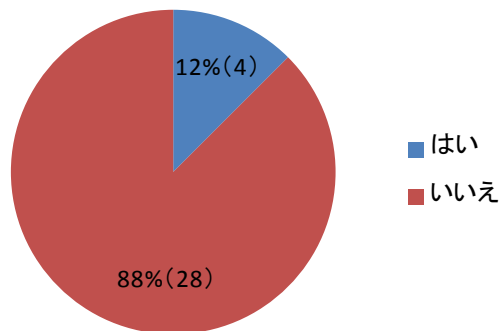
イノシシに関しては、生息数や生息密度を推定する技術が確立されていないものの、特定計画において、イノシシの年間捕獲目標数を設定している県は約半数を占めている。捕獲数の目標を設定する目的としては、管理目標（農業被害の軽減など）を達成するための目標や、捕獲圧を維持、もしくはこれまで以上にするための目安、としている県が多数であった。また、捕獲目標数の設定には、予算の確保といった行政的な意義も少なからず存在することが明らかになった。

一方で、捕獲目標数を設定していない理由として、イノシシについては個体数推定の技術が確立していないため、目標捕獲数を定められないと回答した県が13県、イノシシは個体数管理という考え方で捕獲目標数を設定すべきでないと回答した県が4県あった。

※ 以下は、許可捕獲について

問 9 市町村に許可捕獲の捕獲目標数を割り振っているか

市町村に許可捕獲の捕獲目標数を割り振っているか(回答数:32)



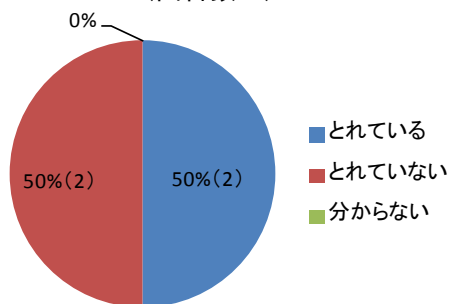
問 10 どのような根拠に基づき、頭数を配分しているか（複数回答可）

	回答数	その他（具体的に）：市町村からの要望数
生息密度指標	0	
前年度の捕獲数	4	
被害の程度	0	
市町村の予算	1	
その他	1	

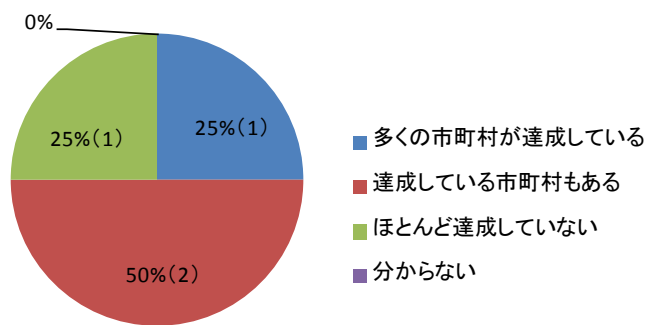
問 11 市町村に割り振った許可捕獲の捕獲目標数と、特措法に基づく被害防止計画の捕獲目標数は一致しているか

問 12 各市町村における、捕獲目標数の達成状況

市町村に割り振った許可捕獲目標数と被害防止計画との整合性
(回答数:4)

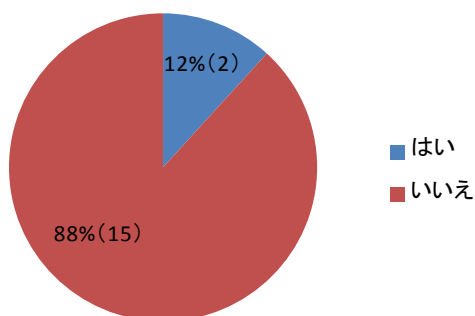


各市町村での捕獲目標数の達成(回答数:4)



問 13 許可捕獲の捕獲目標数が達成されなかった場合、県で何らかの対処を行っているか

許可捕獲の捕獲目標数が達成されなかった場合、対処しているか(回答数:17)



「はい」と回答の場合、具体的に

- ・予算確保ができていない市町村を年度前半に巡回し、目標を達成するよう依頼
- ・捕獲活動支援の拡充

約半数の県で具体的な捕獲目標数を設定しているものの、市町村に許可捕獲の目標捕獲数を割り振っている県は、17 県中 4 県のみだった。4 県中、半数の県では市町村に割り振った許可捕獲の捕獲目標数と、特措法に基づく市町村の被害防止計画の捕獲目標数が一致しており、整合性を取っている事が伺えた。捕獲目標数について、多くの市町村で目標数を達成しているという県もあったが、ほとんどの市町村で目標を達していないという回答もあり、県により様々であった。また、予算確保ができていない市町村を年度前半に巡回し、目標を達成するよう依頼することで、目標捕獲数を達成できるよう取り組んでいる県もあった。

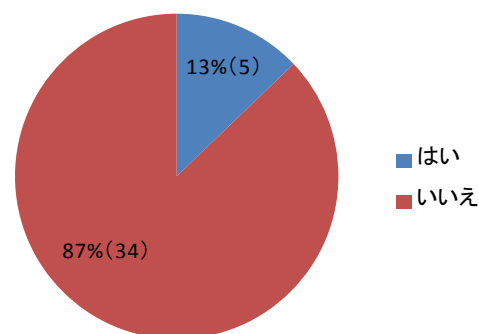
問 14 許可捕獲の捕獲目標数を達成するために、もしくは捕獲目標数を設定していない場合でも、効果的・効率的な許可捕獲を促進するために、県で支援している施策や取り組み

- ・捕獲者の技術向上を目的とした研修会の開催（12 県）
- ・捕獲報奨金、捕獲経費助成（11 県）
- ・捕獲体制の整備支援、捕獲隊の編成に係る経費の補助（10 県）
- ・捕獲者を確保するための取り組み（シンポジウム、講習会等の開催）（6 県）
- ・捕獲わな等、必要資材の購入（5 県）
- ・許可捕獲における捕獲手法等の規制緩和（4 県）
- ・鳥獣保護区での捕獲の奨励（2 県）
- ・免許取得経費の補助（3 県）
- ・箱わなによる捕獲の推進（1 県）
- ・個体数調整捕獲の活用、予察捕獲の実施（1 県）
- ・肉の利活用の推進（1 県）
- ・緊急捕獲事業の活用、出猟カレンダーの分析結果の公表（1 県）
- ・主要農作物の収穫期前の、県全域での捕獲強化（1 県）
- ・入防止柵等を設置した農地周辺での捕獲効率及び被害軽減効果等の検証（有害鳥獣捕獲対策事業）（1 県）

問 15 許可捕獲の効果を市町村毎、もしくは集落毎に評価しているか

許可捕獲の効果検証(市町村毎、集落毎)
(回答数:39)

- 「はい」と回答の場合、具体的に
- ・市町村毎に年度計画の実績評価
 - ・有害捕獲個体の詳細を 5km メッシュで収集
 - ・市町村毎に捕獲数、被害状況を評価
 - ・市町村毎に捕獲数の推移を把握
 - ・捕獲頭数を把握



イノシシ保護管理の目標は、農林業被害の低減であり、許可捕獲は目標を達成するためのツールの1つである。しかし、許可捕獲の効果を検証している県は2割に満たず、そのうち捕獲実績だけでなく被害状況も合わせて評価しているのは、1県のみだった。

Ⅲ. 許可捕獲における権限委譲の状況

問1. 有害鳥獣捕獲許可権限の委譲の状況について（該当種が生息していない都道府県は集計に含めない）

イノシシ(生息する自治体)	43	
委譲している	38	88%
委譲していない	4	9%

問2. 特定計画に基づく数の調整の許可権限の委譲の状況について（特定計画策定の都道府県を集計対象とする）

イノシシ(特定計画数)	37	
委譲している	12	32%
委譲していない	24	65%

Ⅳ. 捕獲に関する情報収集状況（イノシシ）

問3. イノシシの狩猟に関して収集している情報の項目について（複数回答）

イノシシ	回答のあった都道府県数		うち、特定計画策定県	
	39		34	
捕獲位置	34	87%	31	91%
捕獲頭数	34	87%	31	91%
性別	26	67%	25	74%
CPUE	19	49%	19	56%
SPUE	19	49%	19	56%
幼獣比	9	23%	9	26%
その他	9	23%	8	24%

問4. 収集した情報が保護管理の見直しや捕獲の効率化に活用されているか

	回答のあった都道府県数		うち、特定計画策定県	
	40		35	
されている	25	63%	25	71%
されていない	15	38%	10	29%

問5. 狩猟に関して収集している情報の具体的な活用内容

- ✓ 生息域の拡がりを把握
- ✓ イノシシ保護管理計画策定の基礎資料
- ✓ 捕獲位置から生息区域が拡大しているかを判断するうえでの参考資料としている(本県では44市町村中16市町村でイノシシが生息している)
- ✓ 実施した捕獲の結果の確認
- ✓ 捕獲位置情報から分布の動向を確認
- ✓ 捕獲数をメッシュ図にして狩猟者登録資料に掲載
- ✓ 5km四方メッシュ別捕獲頭数を集計し、計画に載せている。ただ、保護管理計画への見直し検討や捕獲の効率化に結びついておらず、今後の課題だと認識している。
- ✓ 地域別、性別捕獲状況の把握、過去の捕獲状況との比較による生息数の増減傾向や生息域の拡大傾向の把握等
- ✓ 特定鳥獣保護管理計画における個体数調整の評価、狩猟者への情報提供
- ✓ 目撃率、捕獲率の年次推移から、生息状況を推定している
狩猟者登録者に前年の出猟カレンダーの集計結果を情報提供している
- ✓ 生息分布状況の把握
捕獲対策の立案
- ✓ 保護管理の方向性の一助としている
- ✓ 毎年行う特定鳥獣保護管理計画の検討会資料として活用している
- ✓ CPUE、WPUEを出し、特定計画の検討会において状況の説明資料として活用
- ✓ 適正な捕獲推進等のための基礎資料
- ✓ 生息数の推定等
また、整理したデータは狩猟登録者に対して情報提供を行ったり、特定計画の改定時の資料として活用している
- ✓ 学識経験者や農林業関係団体、狩猟団体等が参画するシカ・イノシシ保護管理検討会において、それぞれのデータを提供し、計画見直し等に活用している
- ✓ 特定計画の策定・変更にかかる基礎調査の項目として、また、毎年実施しているモニタリング調査の項目として、生息動向、出猟者の捕獲場所・捕獲時期などの捕獲動向など把握に活用
- ✓ ○保護管理計画の評価根拠
 - ・地域別ほか個体数増減の傾向把握
 - ・捕獲事業の効果検証根拠
- 施策決定の資料
 - ・市町村被害防止計画捕獲目標数決定根拠 など
- ✓ 生息頭数の推移(傾向)を図る資料として活用
- ✓ 昨年度から調査を開始したばかりであり、今後、目標捕獲数の見直しや特定計画の策定・変更等に活用する予定
- ✓ 全県の捕獲目標の設定

- ✓ 捕獲位置や捕獲頭数を農作物被害情報とリンクさせて分析することで、予察捕獲の必要性を検討
- ✓ 県特定鳥獣保護管理検討委員会で調査結果を報告し、特定計画の進捗に係る評価を行っている
※調査については、県で選定した狩猟モニターのみを対象として実施
- ✓ 被害発生予察表や、適正管理の実施等の「鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止をする目的」などに活用
- ✓ 捕獲場所や捕獲頭数などの検討(本県では主に有害鳥獣捕獲により捕獲を実施しているため、狩猟については参考とする程度)
- ✓ 生息状況
- ✓ 生息区域の確認

問6. 収集データが活用されない理由（複数回答）

選択項目	回答数	割合
データの提供(回収)率が低い	3	20%
分析に労力が割けない	2	13%
データの信頼性が低い	1	7%
活用方法がわからない	1	7%
その他	10	67%

問7. イノシシの許可捕獲について、捕獲位置や捕獲頭数等の把握を行っているか

	回答のあった都道府県数		うち、特定計画策定県	
	42		36	
全て把握している	24	57%	20	56%
一部把握している	15	36%	13	36%
把握していない	2	5%	2	6%
その他	1	2%	1	3%

問8. 許可捕獲の情報収集のために統一した項目を使用しているか

	回答のあった都道府県数		うち、特定計画策定県	
	41		36	
はい	32	78%	28	78%
いいえ	9	22%	8	22%

問9. 許可捕獲について、情報収集を行っている項目は何か（複数回答）

	回答のあった都道府県数		うち、特定計画策定県	
	42		36	

捕獲頭数	41	98%	36	100%
捕獲位置	35	83%	30	83%
性別	18	43%	17	47%
幼獣比	7	17%	7	19%
CPUE	5	12%	5	14%
SPUE	4	10%	4	11%
その他	10	24%	8	22%

問10. 許可捕獲について収集した情報は、保護管理計画の見直しや捕獲の効率化に活用されているか

	回答のあった都道府県数		うち、特定計画策定県	
		42		36
されている	31	74%	30	83%
されていない	11	26%	7	19%

問11. 許可捕獲に関して収集している情報の具体的な活用内容

- ✓ 保護管理計画策定の基礎資料としている。また、毎年度の実施計画の検討資料としている
- ✓ イノシシ保護管理計画見直しの基礎資料
- ✓ 生息域内の生息数が増加しているかを判断するうえでの参考資料としている
- ✓ 実施した捕獲の結果の確認
- ✓ 捕獲位置情報から分布の動向を確認
- ✓ 1 km 四方メッシュ別捕獲頭数を集計し、計画に載せている。ただ、保護管理計画への見直し検討や捕獲の効率化に結びついておらず、今後の課題だと認識している。
- ✓ 地域別、性別捕獲状況の把握、過去の捕獲状況との比較による生息数の増減傾向や生息域の拡大傾向の把握等
- ✓ 県独自の「千葉県イノシシ対策計画」の策定
- ✓ 生息域および生息密度の把握
- ✓ 保護管理計画の見直し（猟期の延長など）
- ✓ 保護管理計画における個体数調整の評価、効率的な捕獲方法の普及ための研修会の企画等に活用
- ✓ 鳥獣保護区等位置図のメッシュごとの捕獲状況を色分けにより図示している
- ✓ 生息分布状況の把握、捕獲対策の立案
- ✓ 保護管理の方向性の一助としている
- ✓ 捕獲頭数、捕獲・目撃場所の把握
- ✓ 捕獲位置及び頭数を集計し、捕獲状況の経年変化を見ることにより、市町村実施計画策定の参考資料としている

- ✓ 適正な捕獲推進等のための基礎資料
- ✓ 生息数の推定等
- ✓ 捕獲動向から年間捕獲頭数の見直し
- ✓ 学識経験者や農林業関係団体、狩猟団体等が参画するシカ・イノシシ保護管理検討会において、それぞれのデータを提供し、計画見直し等に活用している
- ✓ 特定計画の策定・変更にかかる基礎項目として、また、毎年実施しているモニタリング調査の項目として、生息状況、捕獲数の動向などの把握に活用
- ✓ ○保護管理計画の評価根拠
 - ・地域別ほか個体数増減の傾向把握
 - ・捕獲事業の効果検証根拠
- 施策決定の資料
 - ・市町村被害防止計画捕獲目標数決定根拠など
- ✓ 生息頭数の推移（傾向）を図る資料として活用
- ✓ 保護管理計画の見直し等に際しての資料として活用
- ✓ 現時点では十分に活用できているとは言えない
 しかし、これまでは捕獲数のみの報告であったが、昨年度から、四半期毎の捕獲数・捕獲方法・許可期間・雌雄別等を報告していただくように変更した。従って、これらが具体的に活用されるのは今後のことになるが、特定計画の見直し等の基礎資料として活用できるものと期待される
- ✓ 全県の捕獲目標の設定
- ✓ 次期保護管理計画策定の基礎資料として活用
- ✓ 県特定鳥獣保護管理検討委員会で調査結果を報告し、特定計画の進捗に係る評価を行っている
- ✓ 被害発生予察表や、適正管理の実施等の「鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止をする目的」などに活用
 - ・繁殖個体を中心とした捕獲の検討
 - ・地域ごとの捕獲従事者の育成
 （捕獲従事者や免許所持者の少ないエリアでの個体数調整の推進強化）
- ✓ 生息区域の確認
- ✓ 生息状況の調査の解析等

問12. 収集した情報が活用されない理由（複数回答）

選択項目	回答数	割合
分析に労力が割けない	3	27%
データの提供(回収)率が低い	2	18%
活用方法がわからない	2	18%
データの信頼性が低い	1	9%

その他	8	73%
-----	---	-----

アンケート結果では、イノシシにおいては約9割の県で、有害鳥獣捕獲許可権限を委譲しており、約4割の県で許可捕獲の状況に関して全てを把握できているわけではない、と回答があった。

許可捕獲の役割に集落周辺での加害個体（群）の捕獲を位置づけている県では、捕獲場所や捕獲個体の情報を収集し、被害が軽減したか評価する必要がある。しかし、許可捕獲の情報把握は進んでいるが、内容の多くは捕獲頭数や位置に偏っており、どのような個体かを評価する項目の1つと考えられる「性別」を収集している県が約4割、「幼獣比」を収集している県が2割弱であった。

収集している情報の活用内容として、適正な捕獲推進のための基礎資料や、繁殖個体を中心とした捕獲の検討を回答した県もあり、一部の県では許可捕獲の実態について評価している事が伺えた。しかし、8割以上の県で、許可捕獲が適正に行われているか評価する項目が収集されておらず、捕獲に関して PDCA サイクルに沿った施策展開が、各県で十分に行われていない可能性が危惧された。